

高 齡 第 8 7 6 号  
平成19年12月27日

(介護予防) 訪問介護事業所の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**同居家族がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防  
訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて（通知）**

このことについて、厚生労働省より留意事項が示されましたので、お知らせします。

担当：介護事業係 笠柳

TEL 025-285-5511（内線 2562）

FAX 025-280-5229